

令和 6 年 10 月 1 日から 開庁時間・電話受付時間を変更します

変更前

8:30～17:15



変更後

9:00～16:45

市役所本庁舎と一部の施設について、開庁時間（電話受付を含む）を変更します。
引き続き、市民サービスの向上や、職員の働き方改革を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

問 働き方・業務改革推進課 ☎ 30-6149 FAX 22-1398

対象施設

市役所本庁舎および別館
（上下水道料金お客様サービスセンターを除く）

福祉センター

保健・医療複合施設くすのきセンター

稲枝支所
各出張所（鳥居本・河瀬・亀山・高宮）

中央町別館（教育研究所のみ）

※消防本部や市立病院、各地区公民館、清掃センターなどの施設は、変更はありません。

電話受付時間

▶各課への直通電話 9:00～16:45
▶緊急時の連絡先 ☎ 0749-22-1411（代表電話）

本庁舎 1 階の窓口業務延長日について

ライフサービス課・保険年金課・税務課・債権管理課で、毎週木曜日 19:00 まで実施していた窓口延長サービスは、9 月 26 日(木)をもって終了します。



◀詳細は彦根市ホームページをご覧ください

💡 市役所に行かなくてもできる
手続きが多くあります

戸籍・住民票・マイナンバーカード

- ▶転出届 ※
- ▶戸籍謄本・住民票の写しの請求 ※
- ▶印鑑登録証明書の請求 ※
- ▶マイナンバーカードの申請

税金

- ▶市税の納付
- ▶税に関する証明書の請求 ※
（コンビニ取得は「課税証明書」「所得証明書」のみ）

子ども・子育て

- ▶保育所・こども園・幼稚園の入所（園）申込
- ▶放課後児童クラブの申込（一斉受付期間中）
- ▶児童手当の申請 ※

彦根市電子申請サービスでは、さまざま
な手続きの受付を随時行っています。
ぜひご利用ください。



▲電子申請サービス

＼コンビニ交付をご利用ください／

マイナンバーカードをお持ちであれば、以下の証明書などが、**窓口交付より 100 円安く**、待ち時間も
なく、早朝・夜間・休日でも取得できます。

- ▶住民票の写し、印鑑登録証明書、
戸籍謄（抄）本、戸籍の附票の写し、
課税証明書、所得証明書



▲詳細はこちら

…オンライン …郵送
…コンビニ …金融機関
※が付いているものはマイナンバーカードが必要

定額減税補足給付金（調整給付金）について

給付対象者 次の①と②の両方に該当する人

①彦根市で令和 6 年度住民税所得割が課税されている人、または令和 6 年分所得税が課税される見込みのある人。

②定額減税（※）により減税しきれないと見込まれる人。

▶納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える人は対象外です。

▶ご自身の住民税における定額減税額などは、令和 6 年度の住民税納税通知書に記載されています。

給付額 定額減税しきれない金額（差額）を給付（1 万円単位切上げ）

申請手続き 給付対象者には、給付額を記載した以下のいずれかの書類を 7 月下旬に送付します。

	「給付のお知らせ」が届いた人	「給付要件確認書」が届いた人
申請方法	原則手続きは不要 ※受取口座変更や受給辞退の場合は 申出が必要。	確認書の返送が必要 申請期限：10 月 31 日(木)【消印有効】
振込日	8 月 29 日(木)（予定）	9 月 6 日(金)以降順次。 申請受理から約 1 か月後。



▲詳細はこちら

※定額減税とは

合計所得金額 1,805 万円以下の納税義務者および扶養親族 1 人（配偶者を含む）につき、所得税 3 万円（令和 6 年分）、
個人住民税 1 万円（令和 6 年度分）が減税される制度。



▲住民税の定額減税について
（彦根市ホームページ）



▲所得税の定額減税について
（国税庁ホームページ）

令和 6 年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金・こども加算について

給付対象者 令和 6 年 6 月 3 日時点で彦根市に住民票があり、令和 6 年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯。なお以下の世帯は対象外です。

▶令和 5 年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金（7 万円・10 万円）の給付対象となった世帯

▶住民税が課税されている人（子・親など）の扶養親族のみで構成されている世帯

給付額 1 世帯あたり 10 万円。対象世帯のうち 18 歳以下の児童がいる世帯は、児童 1 人あたり 5 万円を加算。

申請手続き 給付対象と思われる世帯主あてに、以下のいずれかの書類を 8 月下旬以降に送付します。

	「給付のお知らせ」が届いた世帯	「給付要件確認書」が届いた世帯 「給付申請書」が届いた世帯
申請方法	原則手続きは不要 ※受取口座変更や受給辞退の場合は 申出が必要。	確認書または申請書の返送が必要 申請期限：10 月 31 日(木)【消印有効】
振込日	9 月 13 日(金)（予定）	9 月 20 日(金)以降順次。 申請受理から約 1 か月後。



▲詳細はこちら

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している人については、住民票を動かさずに、彦根市に避難していても、申出により一定の要件を満たせば、本給付金を受給することができますので、以下の問い合わせ先にご相談ください。

問 彦根市コールセンター「臨時特別給付金」担当 ☎ 0120-139-105
（土・日曜・祝日を除く 9:00～17:00 令和 6 年 10 月 1 日(火)からは 9:00～16:45）